



～若者が消費者被害に遭わないために～
新成人の皆さんへ「その話、本当に儲かりますか？」

【問い合わせ】村民相談室(消費生活センター)(☎287-0858)

若者は、成熟した成人と比べて社会経験が乏しいため、消費者トラブルに巻き込まれたり、被害が大きくなったりすることがあります。

甘い言葉やあやしい勧誘に対しては、きっぱりと断る勇気を持ちましょう。



【事例①】

20歳の誕生日に友人から連絡があり、「仮想通貨でもうけることができる。100万円必要」と言われた。「お金が無い」と断ったが、「消費者金融で借りれば良い」と言われた。学生では借りられないからと借り方も教えてもらい、100万円を渡した。仮想通貨でどうやってもうかるか分からない。誰かを勧誘すればお金になると言われた。

【事例②】

SNSで相談にのるだけで月30万円稼げるといふ副業サイトを見つけた。会員登録し運転免許証の画像を送信し、会員費1万円を支払った。数回相談にのったが、収入にはならなかった。個人情報が悪用されないか不安だ。

【消費生活センターからのアドバイス】

▽軽い気持ちで契約しない！

契約書をよく読み、内容が十分に理解できない場合には契約しないようにしましょう。一度契約してしまうと、簡単にはやめられません。

▽その場で契約しない！

「今日だけ、あなただけ特別」などと言い、契約をせかすことがあります。いったん帰宅して家族等に相談しましょう。

▽もうけ話には注意する！

身近な友人や先輩、SNSなどから、もうけ話の勧誘を受けることがあります。簡単に大金を稼げることは、通常あり得ません。自分自身が友人を勧誘すれば、大切な友人を失う恐れもあります。勇気を出してきっぱりと断りましょう。

消費生活センターへご相談ください！

不安に感じたり、トラブルに遭ったりしたら、消費生活センター(☎287-0858)に相談しましょう。



国民年金
だより
国民年金保険料の
前納制度



■国民年金前納割引(口座振替前納)

口座振替の振替方法は、①2年前納②1年前納③6か月前納④当月末振替(早割・本来の納付期限よりも1か月早く口座から振替する方法)⑤翌月末振替(割引なし)の5種類から選べます。まとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでお得です。
※①③の申し込み手続きの期限は、毎年2月末日です。なお、平成31年度の保険料額は、2月下旬に告示される予定です。

■口座振替の申し込み手続き

預貯金口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、または年金事務所(郵送可)へ「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」を提出してください。基礎年金番号・口座番号等が分かるものと、通帳の届け出印が必要です。※申出書は住民課(役場行政棟1階)にも備え付けてあります。

■お得です！国民年金保険料の「2年前納制度」

2年度分の保険料をまとめて納める「2年前納」制度は、毎月納付する場合に比べ、2年間で1万5000円程度の割引となります。

「2年前納」制度は、口座振替のほか、現金クレジットカードでも納付が可能です。口座振替・クレジットカードで保険料の2年前納を希望する方は2月末日までに、それぞれ申出書を年金事務所へ提出してください。現金により4月から2年前納する手続きについては、2月ごろに示される予定です。現金での納付は任意の月でも申し込みできますが、その場合、申し込み月から翌年度末分までの前納納付書が送付されます。詳細は左記へお問い合わせください。

■問い合わせ

ねんきんダイヤル(☎0570・051・165※050で始まる電話の場合は☎03・6700・1165)、水戸北年金事務所(☎231局2283)